

平成30年(2018年)3月20日

姫路市長
石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅 尾 英 文

法定相続人に対する要介護認定資料の外部提供について（答申）

平成30年2月16日付姫路市個人情報保護審議会あてに諮問のあった、法定相続人に対する要介護認定資料の外部提供については、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、当該諮問事項について保有個人情報を提供する必要性及び公益性は次のとおりである。

(1) 事務の概要

要介護認定等事務は、「要介護認定又は要支援認定を行う」ことを目的として、要介護認定書類を元に要介護状態区分等を認定し、被保険者証を交付している。

また、要介護認定書類は、ケアプラン作成や介護施設に入所する際の資料として、保有個人情報の本人（以下「本人」という。）に提供するほか、本人の同意を得たうえで家族又は本人と契約している介護事業所に外部提供している。

(2) 外部提供の必要性

死者の個人情報は、本人の配偶者、子及び父母、又はこれらの者がいない場合は本人の兄弟姉妹であれば、開示請求により入手することができる。

遺産相続協議において、生前の本人の心身の状態及び判断力の有無・程度を確認する資料として、要介護認定資料を求められる場合がある。しかし、法定相続人であっても代襲相続等による相続人には開示請求権がなく、要介護認定書類を入手することができない。

遺産相続協議において、要介護認定書類を必要とする理由には合理性があると考えられる。法定相続人の公平性を確保するため、あらかじめ提供する個人情報や手続き等を定めた上で外部提供を行うことは、公益性があるものとする。

2 審議会の判断

(1) 提供する保有個人情報について

本件諮問事案において、外部提供を予定している保有個人情報は次のとおりであ

る。

ア 調査票（特記事項）

認定調査の際に調査員が作成するもので、判定根拠等が記録されている。なお、全国一律の基準により行われるため、判定基準等は公開されており、確認した事実が記載されているが、不開示情報には該当しないものと認められる。

イ 調査票（認定情報）

調査票（認定情報）は、認定調査票及び主治医意見書に元づく一次判定により作成される。ケアプラン作成のために外部提供しているものと同じものを提供することとしており、要介護認定審査会に用いるものより記載事項を制限している。

記載事項は、本人の基本情報、認定調査における判定結果、主治医意見書のうち日常生活の自立度、認知症の中核症状及び食事行為についての判断結果であり、不開示情報には該当しないものと認められる。

ウ 主治医意見書

介護保険法に基づき、実施機関が本人の身体上の障害又は精神上的障害の原因である疾病又は負傷の状況について主治医に意見を求めたものであるため、要介護認定に必要な事項に関する医師の診断については、不開示情報に該当しないものと認められる。

なお、本人が生前に自己以外の者に開示することを望まなかった内容については、主治医の意見を聴き、不開示情報の該当性を判断することが妥当である。

(2) 提供先について

提供先を、法定相続人又は法定相続人の法定代理人、任意後見人若しくは請求手続きが著しく困難であると認められる法定相続人の任意代理人（以下「法定代理人等」という。）としている。

ア 法定相続人

条例第14条第3項に該当するものは開示請求により要介護認定資料の開示を受けることができるが、代襲相続等による相続人は開示請求を行うことができない。しかしながら、遺産相続協議においては、生前の本人の心身の状況や判断力の有無・程度を確認するために要介護認定書類を必要とすることは、開示請求権の有無に関わらず合理性があるものと認められる。このため、提供先を法定相続人として公平性を確保することは、妥当であると認められる。

イ 法定代理人等

条例上、遺族の代理人に関する定めはないが、本条例第14条第3項は、同条第1項及び第2項の適用を排除するものではない。法定相続人による申請が困難な場合も考えられるため、法定代理人等による手続きを認めることは、妥当であると認められる。

(3) 要介護認定資料の提供について

法定相続人が、遺産分割協議等において相続財産の帰属を決める際に、生前の本人の心身の状況及び判断力の有無・程度を確認するため、要介護認定資料の開示を求めることが必要な場合もあり、提供することには合理性がある。これは、条例上開示請求権のない法定相続人であっても同様であり、法定相続人の間で開示を求め

ることのできる情報に格差ができることは公平性に欠けると考えられる。このため、要介護認定書類から提供する事項を定め、個別の事情を慎重に判断し、本人の個人情報への適切な取扱い及び遺族等の権利利益の保護に十分配慮しつつ外部提供することは、法定相続人間の公平性の確保を図るために必要であり、公益性があると認められる。

(4) 本人通知の省略について

本人通知については、本人が死亡していることから省略することが妥当であると認められる。